

一般社団法人神奈川県剣道連盟 団体会員加盟・退会規則

第1条 一般社団法人神奈川県剣道連盟定款第3章第6条第1項に基づき本規則を定める

第2条 当法人の団体会員として加盟を希望する団体は当法人会員規則第1条の要件を満たしていなければならない。

2 当法人と同格の全日本剣道連盟参加団体にすでに登録されている団体は加盟できない。

第3条 前条の要件を満たす団体が加盟を希望する場合は、あらかじめ当法人専務理事と相談の上、申込用紙(別紙1)を提出し、加盟申請を行う

第4条 申請は幹部会議において検討の上、理事会で討議する。理事会で加入が認められ、総会において承認された場合において加盟が認定される。

第5条 退会を希望する場合は加盟と同様の手続きを行うものとする。

2 年度途中における退会の場合、会費支払い等の義務を履行していなければならない。

附 則

この規則は令和7年4月1日より施行する。